その他のもの		鉄筋コンクリート造のもの	六十
		コンクリート造又はれんが造のもの	四十
		石造のもの	五十
		金属造のもの	四十五
		木造のもの	十五
機械及び装置			
	電気設備	汽力発電設備	十五
		内燃力発電設備	十五
		蓄電池電源設備	六
		その他のもの	二十
	ポンプ設備		十五
	薬品注入設備		十五
	滅菌設備		十
	通信設備		九
	計測設備		十
	計量器	量水器	八
		その他のもの	十
	荷役設備		十七
	修繕検査設備		十五
	その他のもの	主として金属造のもの	十七
		主として木造のもの	八

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行し、この省令による改正後の国土交通省所管補助金等交付規則（次項において「新規則」という。）別表第一の規定は、令和五年度の予算から適用する。

（経過措置）

2　新規則第五条第一項及び別表第三の規定は、令和六年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、令和五年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和六年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和五年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和六年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

○国土交通省環境省令第三号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四十七条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、並びに水道法を実施するため、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

環境大臣　伊藤信太郎